

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 2 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600180号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600030号

第1 結論

平成12年4月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成14年1月まで

私は、請求期間の国民年金保険料について、社会保険事務所(当時)から納付することを促され、私の母に納付してもらったので、納付したことを認めてほしい旨の訂正請求を3回行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、どうしても納得できないので、再度、訂正請求した。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の母は、請求者に代わり請求期間の保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成27年12月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求において、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いたことのほかに、保険料を納付してもらったお礼に、食事をした商業施設の名称を挙げて、請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと主張して、再度、訂正請求を行ったが、i) 請求者の母から陳述を得ることができないこと、ii) 保険料を納付してもらったお礼に請求者が請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと陳述していることについては、請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に平成28年5月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知され

ている。

さらに、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容で、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったと主張して、再度訂正請求（3回目）を行ったが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成28年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、「母が更に更に記憶が鮮明に納めたことを思い出したようです。」と主張して再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母に鮮明になったとする記憶について照会したところ、請求者の母は、平成14年1月に請求期間に係る保険料20万円以上を一括してA社会保険事務所（現在は、A年金事務所）の国民年金の窓口で納付し領収書を受け取った旨回答しているが、制度上、同年1月に現年度保険料を含む請求期間の保険料を一括して社会保険事務所において納付することはできないなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600181号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600031号

第1 結論

昭和37年*月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年*月から昭和40年3月まで

私の父は厳格な性格であり、私は、父が20歳になったら国民年金保険料を納付するのは義務だと数回言っていたことを記憶している。厚生年金保険に加入していた昭和40年1月を含め私の請求期間の国民年金保険料を父が納付していたはずなので、その保険料が未納と記録されているのは納得できない。調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その父が、請求者が20歳になった頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、20歳の頃から継続して国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料を納付していたとするその父は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったことから、これらの状況が不明である。

また、請求者が所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿、当該記号番号に係る請求者の国民年金被保険者台帳及び当該記号番号より前の記号番号に係る国民年金被保険者の記録により、請求者が請求期間を通じて居住していたA市において、請求者が20歳になった頃ではなく、請求期間後の昭和41年2月頃に払い出されたものであると推認されることから、当該払出時点を基準にすると、請求期間のうち、昭和38年12月以前は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同被保険者台帳には、昭和38年度及び昭和39年度の各月の納付記録の欄にそれぞれ「時効消滅」と押印されていることが確認でき、保険料納付が行われた形跡は確認できない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。